

令和元年 10月1日から

新制度未移行幼稚園

3歳から5歳までの、幼稚園・保育所・認定こども園などを 利用する子どもたちの利用料が無償化されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

① 新制度未移行幼稚園を利用する子どもたち

現在、就園奨励費補助金の
対象となっている子どもたち

【対象者・利用料】 ※ 無償化に際して、園を通じて認定申請書等の提出が必要です。

- 満3歳になった日から小学校就学前までの子どもたちの利用料（保育料・入園料）が月額 25,700 円を上限に無償化されます。

※ 預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】 ※ 無償化に際して、園を通じて認定申請書等の提出が必要です。

- 無償化の対象となるには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- ※ 「保育の必要性の認定」は、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）に該当する場合に申請することで受けることができます。
- 教育標準時間の利用に加え、利用日数に応じて（450円×利用日数）

月額 11,300 円まで預かり保育の利用料が無償化されます。

※ 満3歳から3歳の誕生日を迎え最初の3月31日までの間の子どものうち、住民税非課税世帯の子どもが利用する場合、月額 16,300 円までの範囲で無償化されます。

【請求・支払いの手続きについて】

【1】保護者が施設に利用料を支払う ⇒ 【2】保護者が園を通じて泉佐野市に費用を請求 ⇒ 【3】泉佐野市が保護者に直接費用をお支払い

（参考例） 保護者が実際に支払った預かり保育の利用料〈B〉と上限額〈C〉を比較して、低い方の額が無償化の対象となります。

◆ 預かり保育の利用料が1日400円、1か月の利用日数が20日の場合

利用日数〈A〉	利用料〈B〉	上限額〈C〉 450円×利用日数	無償化対象額〈D〉 BとCのうち低い額	実質負担額〈E〉
20日	8,000円	9,000円	8,000円	0円

◆ 預かり保育の利用料が1日500円、1か月の利用日数が20日の場合

利用日数〈A〉	利用料〈B〉	上限額〈C〉 450円×利用日数	無償化対象額〈D〉 BとCのうち低い額	実質負担額〈E〉
20日	10,000円	9,000円	9,000円	1,000円

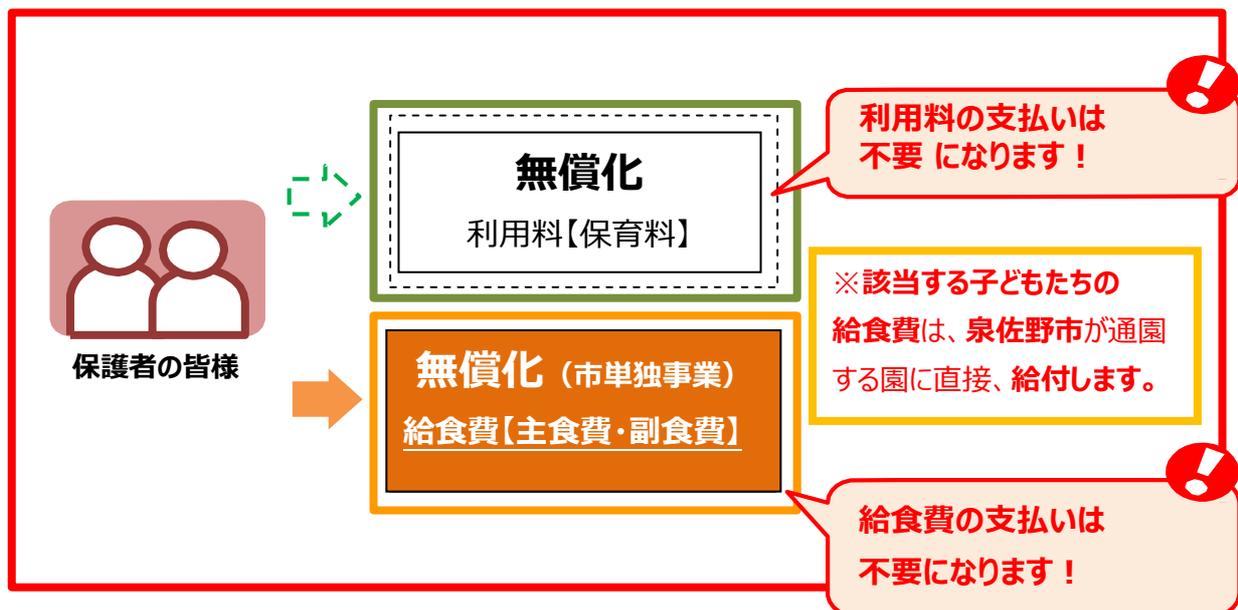
行事費・通園バス使用料などは無償化の対象外で保護者負担となります。
【給食費の保護者負担については②をご覧ください。】

②給食費【主食費（ごはん等）・副食費（おかず、おやつ等）】の保護者負担について

●泉佐野市内にお住まいで、市内の幼稚園・認可保育所・認定こども園に在園する子どもたちについては、保護者からの給食費は徴収されません。【泉佐野市単独補助事業】

- 泉佐野市内にお住まいで他の市町村の幼稚園、認可保育所、認定こども園に在園する子どもたちについては、保護者の負担となります。（※詳しくは、在園する園に直接おたずねください。）
- 他の市町村から泉佐野市内の幼稚園、認可保育所、認定こども園に通園する子どもたちについても、保護者の負担となります。（※給食費は、施設ごとに異なるため、園に直接おたずねください。）
- 年収 360 万円未満相当世帯の子どもたちと第 3 子以降の子どもたちは、副食費が免除されます。

～泉佐野市内にお住まいで、市内の幼稚園・認可保育所・認定こども園に在園する子どもたちの場合～



問い合わせ先：泉佐野市 こども部 子育て支援課 保育係
TEL：072-463-1212（内線 2382～2383）